

道路施設ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

愛知道路コンセッション株式会社（以下「ARC」という。）は、平成 28 年より実施している「愛知県有料道路運営等事業」（以下「本事業」という。）において、愛知県道路公社（以下「公社」という。）からその事業者を選定され公共施設等の運営権を付与されています。これを受けて ARC では、運営権を付与された路線及びそれに付属する施設（以下「対象施設」という。）の持続可能な維持管理を行うため、対象施設に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するパートナー（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツパートナーは、対象施設に企業名等の愛称を標示することにより、企業等を幅広く PR することができると同時に、道路行政への経済的支援を通じた社会貢献を行うことができます。

2 募集概要

(1) ネーミングライツの対象施設について

次の 2 箇所の対象施設を募集します。応募は 2 箇所同時、または 1 箇所のいずれも可能とします。

対象施設その 1 阿久比インター下り卯坂 1 号橋（添付図 1 参照）

対象施設その 2 知多横断道路下り B1 掘割部ボックス（添付図 2 参照）

(2) ネーミングライツ料

対象施設その 1 年間 900,000 円以上（消費税及び地方消費税は別途）

対象施設その 2 年間 200,000 円以上（消費税及び地方消費税は別途）

(3) 契約期間

各対象施設とも 5 年以上（契約期間の満了に当たり、契約更新の希望があれば優先交渉権を付与します。なお、契約更新の際には、原契約の内容（ネーミングライツ料等）にかかわらず、更新年度の募集要項に記載された基準を満たせば、更新を可能とします。）

(4) 愛称の使用開始予定日

両者の協議により定められた愛称の使用開始日

(5) 命名条件等

ア. ネーミングライツパートナーは、各添付図に指定した対象施設の位置に愛称を標示することができます。愛称の末尾には原則として次の文字を含むものとしませんが、ネーミングライツパートナーの提案による文字も可能とします。ただし、相応しくない場合は変更を求める場合があります。

対象施設その1 「橋」又は「ブリッジ」

対象施設その2 「函渠」又は「ボックス」

使用可能な愛称の例は下の表のとおりです。

使用可能な愛称の例	使用不可能な愛称の例
会社名、商号、商品名	矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵等）

- イ. 愛称標示の位置は添付図に示す位置とします。
- ウ. 愛称の標示面積は、最大可視面積（一方向から見た場合に同時に見ることができる標示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積）が5㎡までとします。
- エ. 標示する文字の配置や書体等については、対象施設とのバランスを損なわないものとし、文字の大きさは、1文字あたりで45cm角までとします。
- オ. 文字の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等との誤認の危険性のある色等は使用できません。
- カ. 提案された愛称（文字のフォント、文字色等を含む）は、ARC及び公社が交通管理者及び屋外広告物を所管する阿久比町及び常滑市と協議をしたうえで、交通の安全や景観施策等を考慮してデザインの変更を求める場合があります。
- キ. ネーミングライツパートナーであることを、自社の管理する媒体（ウェブページ、出版物等）で表示することができます。
- ク. 地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。
- ケ. 次の内容を含む愛称は使用できません。
- (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (イ) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (ウ) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (オ) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）
 - (カ) 事実と異なるもの
 - (キ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - (ク) 責任の所在が不明確であるもの
 - (ケ) 内容が不明確であるもの
 - (コ) 個人の氏名を広告するもの
 - (サ) 比較広告
 - (シ) 懸賞広告及びクーポン付の広告
 - (ス) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの
- (6) 費用負担
- 対象施設に愛称を標示する費用及び契約終了時に標示を消去する費用は、すべて

ネーミングライツパートナーの負担とします。また、消去時に対象施設の表示物が剥離した場合や文字痕が残った場合などの原状回復もネーミングライツパートナーの負担で行っていただきます。

なお、対象施設への愛称標示及び愛称消去は、ネーミングライツパートナーが自己の責任において道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条の許可を受けて施工するものとします。

(7) 応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- イ. 愛知県から指名停止措置を受けているもの
- ウ. 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び自動車税を滞納しているもの
- エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの又はこれに類似するもの
- オ. 消費者金融及び高利貸しに係るもの
- カ. たばこに係るもの
- キ. ギャンブル（公的機関が行うものを除く。）に係るもの
- ク. 法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの
- ケ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き中のもの
- コ. 社会上の問題となっているものに係るもの
- サ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
- シ. 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- ス. その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと ARC 及び公社が認めるもの

ネーミングライツパートナーとなることを希望する者（以下「パートナー企業等」という。）と ARC との仲介業務を行うことができる広告代理店業を営む法人（以下「広告代理店」という。）が応募することもできます。ただし、対象施設ごとに具体的なパートナー企業等の提示が必要で、かつ、広告代理店とパートナー企業等の双方が上記の応募資格を満たしている必要があります。その場合、契約は ARC とパートナー企業等の間で締結します。

3 応募方法

(1) 提出書類

- ア. ネーミングライツ取得提案書（別添様式1）
- イ. 誓約書（別添様式2）
- ウ. 法人役員名簿（別添様式3）
- エ. 法人等の概要（別添様式4）
- オ. 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- カ. 印鑑証明書
- キ. 納税証明書

広告代理店による応募の場合はイ～キについては広告代理店及びパートナー企業等のそれぞれについて提出してください。

(2) 提出部数

1部 なお、提出された書類は返却しません。

(3) 受付期間

募集期間	愛称標示施工時期の日安
令和5年4月3日(月)～令和5年5月8日(月)	令和5年8月上旬～

※愛称標示工事の施工方法については別紙「愛称掲出工事について」を参照してください。

(4) 提出先

応募は郵送のみ受け付けます。※当日消印有効

〒475-0975 愛知県半田市彦洲町三丁目100番地

愛知道路コンセッション株式会社 地域連携推進部 宛

(5) 質問事項の受付

提案にあたって質問がある場合は、メールのみ受け付けます。

所定の書式を送付しますので、下記送付先まで空メールを送信してください。件名には「質問」と記載してください。

また、以下の受付期間に未着の場合は質問がなかったと見なします。

受付期間 令和5年4月3日(月)～令和5年5月8日(月) 17:00まで

送付先 chiiki-nr@arcc.jp 愛知道路コンセッション(株)地域連携推進部 宛

最終回答公表日 令和5年5月9日(火)

質問及び回答はARCウェブページにて随時公表します。

ただし、質問者の特殊な技術、経営能力等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとARCが判断した場合は個別回答とします。

(6) 提案にあたっての費用負担

提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用は提案者の負担とします。

(7) 留意事項

ア. 提案書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ. 提案書の取り扱い

提案書等は返却しません。

ウ. 提案の辞退

提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

エ. 虚偽の記載をした場合の取扱い

提案書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

4 選定方法

次の選定基準をもとに ARC 及び公社における審査会にて優先交渉権者を選定します。

選定後は、ARC のウェブページにて速やかに選定結果を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

「選定基準」

項目	視点等
応募価格等	・ 応募価格の多寡 ・ 契約期間の長短
提案された愛称	・ 親しみやすさ ・ 呼びやすさ
安定性・適格性	・ 企業の安定性 ・ パートナーとしての適格性
法令順守等	・ 法令順守への理解、取組 ・ 交通安全への理解、取組

5 優先交渉権者の公表

優先交渉権者の公表は令和 5 年 5 月下旬を予定しています。

6 契約の締結方法

上記の選定方法により選定されたネーミングライツパートナー候補者との最終的な協議を経て、ARC とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

7 契約の解除

契約期間中、ネーミングライツパートナーが「2（7）」に規定する応募資格を失った場合若しくは満たしていないことが明らかになった場合又は、社会的信用を損なう行為等により ARC 若しくは対象施設のイメージが損なわれた場合若しくは損なわれる恐れがある場合等ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められる場合には、ARC は契約を取り消し又は解除することがあります。

この場合、契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの

負担とします。

また、毎年度支払いされたネーミングライツ料は返還しません。

8 リスク負担

- (1) ネーミングライツパートナーが設置した表示物等の毀損・汚損等が生じた場合、又は設置した表示物等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、ARC とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

9 ネーミングライツ料の支払い時期

年間のネーミングライツ料は、使用開始月の1ヶ月前までに支払うものとします。



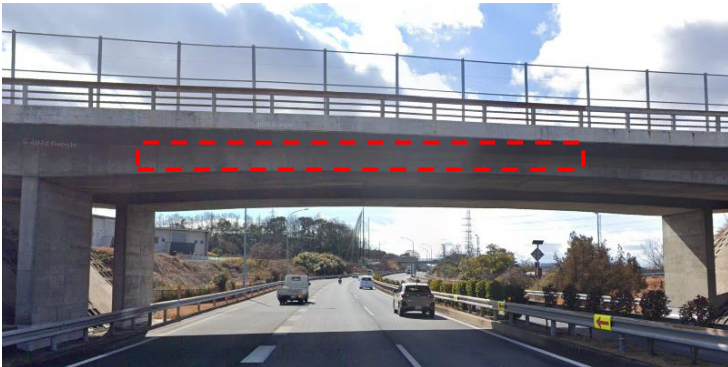
(一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

10 問合せ先

愛知道路コンセッション株式会社 地域連携推進部

- ・住 所 愛知県半田市彦洲町三丁目 100 番地
- ・TEL 0569-21-3124
- ・FAX 0569-21-2712
- ・e-mail chiiki-nr@arcc.jp

対象施設 その 1

所在地	愛知県阿久比町卯坂北元倉地内（阿久比インター下り卯坂 1 号橋）
案内図（赤色図示）	
	
全景と範囲（破線枠内）	
	
愛称標示の位置	
	
破線枠内 高さ 8m × 幅 0.6m = 4.8 m ²	

対象施設 その 2

<p>所在地 愛知県常滑市多屋脇田地内（知多横断道路下り B1 掘割部ボックス）</p>
<p>案内図（赤色図示）</p>

<p>全景と範囲（破線枠内）</p>

<p>愛称標示の位置</p>

<p>破線枠内 幅 5.5m × 高 0.9m = 4.95 m²</p>